

○厚生労働省令第百三十六号 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和八年九月一日 予防接種実施規則の一部を改正する省令 予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	
改正後	改正前
（説明と同意の取得） 第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副	
（説明と同意の取得） 第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副	

この省令は、公布の日から施行する。	附則	2 (略)
		2 (略)